

平成28年熊本地震対応産地緊急支援事業 実施要領の制定について

28生産第342号
28政統第235号
平成28年5月9日
生産局長
政策統括官通知

この度、平成28年熊本地震対応産地緊急支援事業実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本事業の円滑な実施に御配慮願いたい。

平成28年熊本地震対応産地緊急支援事業実施要領

第1 趣旨

平成28年熊本地震の影響により、産地において、集出荷貯蔵施設等に大きな被害が発生しており、その機能の一部又は全部が機能不全となり、当該施設における農作物の出荷に大きな影響を及ぼしている。

これらの施設における農作物の出荷円滑化を図るためには、必要となる掛かり増し経費や施設の簡易な復旧措置等の取組を支援する必要がある。

このため、産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第2のただし書による緊急対策として、被災施設における農作物の出荷円滑化を図るため、平成28年熊本地震対応産地再生緊急支援事業を実施するものとする。

第2 事業の取組等

1 施設等の定義

本要領において、集出荷施設等とは集出荷貯蔵施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、畜産物処理加工施設、家畜市場のことをいう。

2 事業内容

平成28年熊本地震の影響により、集出荷施設等に大きな被害を受けた産地において、当該施設における農作物の出荷円滑化を図るため、事業実施主体が実施する以下の取組を支援するものとする。

（1）周辺集出荷施設等の活用

被災施設に集荷した農作物を周辺施設へ輸送し、選果・加工等を行う取組

（2）集出荷機能等の強化

被災による集出荷機能等の低下を手選果等により補い、集出荷量等を回復させる取組

（3）施設の仮復旧

被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させる取組

3 事業実施期間

本事業の実施期間は平成28年4月14日から平成29年3月31日までとする。

4 事業の成果目標

（1）成果目標は、被災した集出荷施設等の出荷量の回復とする。

（2）成果目標の目標年度は平成28年度とする。

5 事業実施主体等

（1）事業実施主体

事業実施主体は、受益農家が5戸以上ある集出荷施設等の所有者又は運営主体のうち、以下の者とする。

ア 市町村

イ 農業者の組織する団体（事業実施及び会計手続を適正に行ない得る体制を有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

ウ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう）

エ 食品事業者（茶製品の製造又は製造小売を行う事業者に限る。）

オ 中間事業者（生産局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）が別に定めるものに限る。）

6 事業の対象となる地域

本事業の対象とする地域は、平成28年熊本地震の影響により、集出荷施設等が被害を受け、その機能の一部又は全部が機能不全となっている施設が存在する長崎県、熊本県及び大分県内の地域とする。

7 上限事業費

2の（3）の上限事業費は、1施設当たり原則1千万円とする。

8 留意事項

（1）周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組に当たっては、地方自治体が本対策の適正な推進が図られるよう、適正に指導するとともに、事業実施主体が残さ等処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

（2）園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、本事業に取り組む産地において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環産第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、園芸用使用済みプラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

第3 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する以下の（1）から（3）までに規定する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

（1）周辺集出荷施設等の活用

被災した集出荷施設等に集荷した農作物を周辺集出荷施設等へ輸送し、選果・加工等を行うために必要となる輸送費

（2）集出荷機能等の強化

被災により機械設備の一部又は全部が機能不全となった集出荷施設等におい

て、機械設備の機能を代替させるために必要となる非常勤職員（アルバイト）の労賃

(3) 施設の仮復旧

一時的に集出荷・加工機能を回復させるために必要な施設の簡易な補修や資機材のレンタル導入に必要な経費（補修用の資材費、労賃、プレハブのレンタル料等）

2 助成対象外の経費

次の取組は本事業の助成の対象としない。

(1) 国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(2) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

(3) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額。）

3 補助率等

補助率等は別表のとおりとする。

第4 事業実施手続

1 事業実施計画の策定等

(1) 事業実施主体は、別記様式第1号により、事業実施計画を作成し、九州農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

(2) (1) の事業実施計画の重要な変更は次に掲げるものとする。また、その手続は、(1) に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費又は事業量の3割を超える変更

2 事業実施計画の承認

九州農政局長は、この要領に掲げる事項等を満たす場合、事業実施主体から提出された事業実施計画書について、予算の範囲内で承認を行うものとする。

なお、別に定める公募要領による補助金交付候補者への選定をもって、公募要領に基づき提出された実施計画書を事業実施計画書として承認されたものとしてみなすことができるものとする。

3 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて農産物の出荷の円滑化や営農再開に必要な場合については、この限りではない。

交付決定前に事業に着手した場合にあっては、事業実施主体は交付申請書の備

考欄に着手年月日を記載するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第2号により、事業の実施状況を九州農政局長に報告するものとする。
- 2 九州農政局長は、1の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第6 事業の評価

- 1 事業の評価については、要綱第7の手続を準用するものとし、要綱第7の1に基づく事業実施主体による評価及びその報告は、別記様式第3号により作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく九州農政局長による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体による実績評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適正になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 九州農政局長は要綱第7の1により提出を受けた事業評価の内容について、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第4号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価の内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聴取りを行い、評価結果をとりまとめることとする。

- 4 九州農政局長は生産局長等に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 九州農政局長は、事業評価の結果について速やかに公表するものとする。なお、公表は別記様式第4号により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、九州農政局長は事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行った1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第5号により提出させるものとする。
- 7 九州農政局長は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長等に報告するものとする。
- 8 九州農政局長は、6による取組終了後、事業実施主体に対し、再度事業評価を提出させるものとする。

第7 その他

- 1 平成28年熊本地震の被害を受けて取組を実施した又は実施することが証明できる場合に限り、本事業の支援対象とする。

- 2 本要領が定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、生産局長等が別に定めるものとする。

附 則

この通知は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月14日以後の事業実施主体が行う取組について適用する。

別表

取組ごとの補助率等は以下のとおりとする。

費目	細目	内容	補助率	注意点
事業費	周辺集出荷施設等の活用	被災施設に集荷した農作物を周辺施設に輸送し、選果・加工等を行う取組	定額（7,000円 / トン以内）	輸送費の根拠がわかる資料を添付すること。
	集出荷機能等の強化	被災による集出荷機能等の低下を手選果等により補い、集出荷量等を増加させる取組	定額（5,600円 / 人日以内）	作業労賃の根拠がわかる資料を添付すること。
	施設の仮復旧	被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を向上させる取組	1 / 2 以内 （補修等に 必要な経費 に限る。）	補修等経費の根拠がわかる資料を添付すること。